でないこと。

- 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県工業技術センターに提出し、審 査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であるこ
- 契約条項を示す場所 3

熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6345、6346、6348

入札手続等

- 入札に関する事務を担当する部局の名称 3に記載のとおり
- 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所 (2)

交付期間

平成 17 年 8 月 24 日 (水) から平成 17 年 9 月 14 日 (水) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

3に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所 (3)

7 日時

平成 17 年 10 月 5 日 (水) 午前 11 時から

場所 1

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)

入札書の提出方法

4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 3に記載の場所に平成17年10月4日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に 限る。) すること。

その他

- (1)入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2)入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

- 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- 一入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保 険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成 17 年 9 月 28 日(水)までに 3 に記載する場所に提出すること。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者が行った入札 委任状を提出しない代理人のした入札 T
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札

記名押印を欠く入札 工

金額を訂正した入札 才

- 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法 (4)

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

- 最低制限価格 (5)
- 設定しない。
- (6) 契約の締結

契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- するときは、契約保証金の納付が免除される。 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 6 Summary
  - (1) Name and quantity of merchandise:

Three - Dimensional Laser Beam Machine

One set

(2) Delivery deadline:

February 28th,2006

(3) Place of delivery:

Kumamoto Industrial Research

Institute

(4) Date and Place to submit a bidding

proposal:

Date:October 5th,2005,11:00

Place:Kumamoto Prefectural

Government

Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectual Government Main Building)

(5) Deadline for bidding proposal by

mail(Registered only):

Bidding proposal must arrive no

later than October 4th,2005

(6) Language and Currency:

Language:Japanese

Currency:Japanese yen only

(7) Contact Section:

Contract Section,

Management and Purchasing Division

Treasury Bureau

Kumamoto Pref.Gov.

6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto - City,

Kumamoto Pref. 862 - 8570 Japan

Tel. 096 - 383 - 1111 (Ext.6345,6346,6348)

## 登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

## 熊本県人事委員会規則第36号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村の項を削り、同表中「竜北町」を「(八代郡) 竜北町」に改め、同表本渡市の項中

l		
市長部局	本庁(会計課を含む。)	部長 首席審議員 課長 室長 総務課長補佐
		財政課長補佐 秘書課長補佐 行政係長 人事係
		長 財政係長 秘書係長 企画係長
	看護専門学校	庶務課長
	老人ホーム	園長
教育委員会	事務局	教育長 教育次長 首席審議員 課長
	給食センター	所長
	中学校	校長 教頭
	小学校	校長 教頭

を

Γ			
	市長部局	本庁(会計課を含む。)	部長 首席審議員 課長 室長 審議員 行政係
			長 人事係長 財政係長 秘書係長 企画係長
		看護専門学校	庶務課長
	教育委員会	事務局	教育長 教育次長 首席審議員 課長 審議員
		給食センター	所長
		中学校	校長 教頭
		小学校	校長 教頭

」に改め、

## 同表多良木町の項中

. 1	2021	~ ^ 1		
١	町長部局	本庁(会計課を含む。)	課長	
		保育所	所長	
		多良木学園	園長	١.

」」を

町長部局	本庁(会計課を含む。)	課長 総務課主幹 (総務係の業務を担当する主幹
		に限る。)
	保育所	所長
	多良木学園	園長

に改める。

別表一部事務組合の表中八代市、千丁町排水処理組合の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 熊本県男女共同参画審議会公告第 10 号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県男女共同参画審議会 会 長 高 木 絹 子

1 開催日時

平成 17 年 8 月 29 日 (月)

午前9時30分から午後12時まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階「803 会議室」

3 議事

- (1) 熊本県 DV 対策基本計画 (仮称) 素案について
- (2) その他

・熊本県男女共同参画計画改定に伴う「中間案」について

4 傍聴者の定員

10 人

- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県男女共同参画審議会事務局(熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシッ